

「公契約条例」を知っていますか？

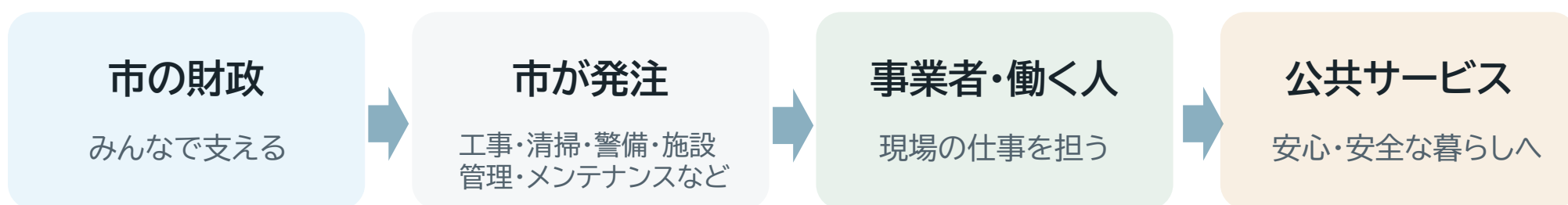
市の契約を
「仕事の質」と「働く環境」からも
考えるルールです

伊賀市では「公契約条例」の制定に向けて取り組んでいます

公共の仕事を、働く人・事業者・市民の安心につなげるために

1 「公共調達にかかる契約（公契約）」とは？

市が市民の暮らしに必要な工事・サービスを行うために事業者と結ぶ契約です



公契約は「市と事業者だけの契約」ではなく、市民の皆さんの毎日の暮らしにつながっています

2 条例は何をするの？

社会的責任を果たす公共調達

地域貢献、地域経済の循環、環境への配慮を重視した適正な発注と履行を行う

労働条件・労働環境の確保

公契約のもとで働く人の賃金水準と安心して働ける環境を守る

👉（参考）労働と人権

すべての働く人が安全で公正な条件の下で働き、差別やハラスメントから守られることが重要です
事業者には、その事業活動に関係する人の人権を尊重する取組が求められています

法務省「ビジネスと人権」への対応
厚生労働省「働くときの権利と義務」

<https://www.moj.go.jp/content/001417138.pdf>

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/study/introduction.html>

より良い公共サービスは、より良い現場から生まれます

公正・適正な労働環境 → 担い手の確保と事業者の育成 → 公共サービスの品質・安全を守る

3 働く人・事業者・市民にとって安心できる公共調達へ

働く人

安心して働き続けられる

適正な賃金と労働環境で、地域の担い手として成長

事業者

安定した経営を維持

公正な競争のもとで、技術と人材を育て、地域にも貢献

市民・地域

暮らしの安全につながる

公共サービスの品質と安全を将来へつなぐ